

		建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料 (186の項)			建築物エネルギー消費性能向上計画 変更認定申請手数料(187の項)		建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料 (188の項)					
添付	種別	186の項			187の項		188の項					
		床面積(㎡)		番号	手数料額	番号	手数料額	床面積(㎡)		番号	手数料額	
適合証等	住宅	一戸建ての住宅		イ(1)	4,000	ロ(1)(一)	左記の金額の2分の1	一戸建ての住宅		イ(1)	4,000	
		一戸建ての住宅以外	～ 300 未満	イ(2)(一)	8,000	ロ(1)(二)	左記の金額の2分の1	～ 300 未満	イ(2)(一)	8,000		
			300 以上 ～ 2,000 未満	イ(2)(二)	19,000			300 以上 ～ 2,000 未満	イ(2)(二)	19,000		
			2,000 以上 ～ 5,000 未満	イ(2)(三)	42,000			2,000 以上 ～ 5,000 未満	イ(2)(三)	42,000		
			5,000 以上 ～	イ(2)(四)	76,000			5,000 以上 ～	イ(2)(四)	76,000		
	非住宅	全建築物	～ 300 未満	イ(3)(一)	8,000	ロ(1)(三)	左記の金額の2分の1	～ 300 未満	イ(3)(一)	8,000		
			300 以上 ～ 2,000 未満	イ(3)(二)	25,000			300 以上 ～ 2,000 未満	イ(3)(二)	25,000		
			2,000 以上 ～ 5,000 未満	イ(3)(三)	76,000			2,000 以上 ～ 5,000 未満	イ(3)(三)	76,000		
			5,000 以上 ～ 10,000 未満	イ(3)(四)	121,000			5,000 以上 ～ 10,000 未満	イ(3)(四)	121,000		
			10,000 以上 ～ 25,000 未満	イ(3)(五)	152,000			10,000 以上 ～ 25,000 未満	イ(3)(五)	152,000		
複合建築物		-	イ(4)(一)及びイ(4)(二)	上記イ(2) + 上記イ(3)	ロ(1)(四)イ(1)及び	上記ロ(1)(二)とロ(1)(三)の合計額	-	イ(4)(一)及びイ(4)(二)	上記イ(2) + 上記イ(3)			
無	住宅	仕様基準		仕様基準はありません		仕様基準はありません		仕様基準		仕様基準はありません		
		性能基準等	一戸建ての住宅	～ 200 未満	仕様基準はありません	仕様基準はありません		一戸建ての住宅	～ 200 未満	仕様基準はありません	仕様基準はありません	
			200 以上 ～ 一戸建ての住宅	ロ(1)(一)	32,000	ロ(2)(一)	左記の金額の2分の1	一戸建ての住宅	～ 200 未満	ロ(1)(一)ロ(1)	16,000	17,000
		200 以上 ～ 一戸建ての住宅	ロ(1)(二)	36,000	仕様基準はありません		200 以上 ～ 一戸建ての住宅	ロ(1)(二)ロ(1)	32,000	36,000		
	一戸建ての住宅以外	仕様基準	～ 300 未満	仕様基準はありません		仕様基準はありません		～ 300 未満	ロ(2)(一)イ(1)	31,000	54,000	
			300 以上 ～ 2,000 未満	仕様基準はありません		仕様基準はありません		300 以上 ～ 2,000 未満	ロ(2)(一)ロ(1)	54,000	98,000	
			2,000 以上 ～ 5,000 未満	仕様基準はありません		仕様基準はありません		2,000 以上 ～ 5,000 未満	ロ(2)(一)ハ(1)	98,000	148,000	
		性能基準等	～ 300 未満	ロ(2)(一)	65,000	ロ(2)(二)	左記の金額の2分の1	～ 300 未満	ロ(2)(二)イ(1)	65,000		
			300 以上 ～ 2,000 未満	ロ(2)(二)	109,000			300 以上 ～ 2,000 未満	ロ(2)(二)ロ(1)	109,000		
			2,000 以上 ～ 5,000 未満	ロ(2)(三)	186,000			2,000 以上 ～ 5,000 未満	ロ(2)(二)ハ(1)	186,000		
5,000 以上 ～	ロ(2)(四)	267,000	5,000 以上 ～	ロ(2)(二)ニ(1)	267,000							
無	非住宅	全建築物	モデル建物法以外	～ 300 未満	ロ(3)(一)イ(1)	82,000	ロ(2)(三)	左記の金額の2分の1	～ 300 未満	ロ(3)(一)イ(1)	82,000	
				300 以上 ～ 2,000 未満	ロ(3)(一)ロ(1)	138,000			300 以上 ～ 2,000 未満	ロ(3)(一)ロ(1)	138,000	
				2,000 以上 ～ 5,000 未満	ロ(3)(一)ハ(1)	224,000			2,000 以上 ～ 5,000 未満	ロ(3)(一)ハ(1)	224,000	
				5,000 以上 ～ 10,000 未満	ロ(3)(一)ニ(1)	293,000			5,000 以上 ～ 10,000 未満	ロ(3)(一)ニ(1)	293,000	
				10,000 以上 ～ 25,000 未満	ロ(3)(一)ホ(1)	353,000			10,000 以上 ～ 25,000 未満	ロ(3)(一)ホ(1)	353,000	
				25,000 以上 ～	ロ(3)(一)ヘ(1)	414,000			25,000 以上 ～	ロ(3)(一)ヘ(1)	414,000	
				～ 300 未満	ロ(3)(二)イ(1)	216,000			～ 300 未満	ロ(3)(二)イ(1)	216,000	
				300 以上 ～ 2,000 未満	ロ(3)(二)ロ(1)	350,000			300 以上 ～ 2,000 未満	ロ(3)(二)ロ(1)	350,000	
				2,000 以上 ～ 5,000 未満	ロ(3)(二)ハ(1)	500,000			2,000 以上 ～ 5,000 未満	ロ(3)(二)ハ(1)	500,000	
				5,000 以上 ～ 10,000 未満	ロ(3)(二)ニ(1)	616,000			5,000 以上 ～ 10,000 未満	ロ(3)(二)ニ(1)	616,000	
10,000 以上 ～ 25,000 未満	ロ(3)(二)ホ(1)	728,000	10,000 以上 ～ 25,000 未満	ロ(3)(二)ホ(1)	728,000							
25,000 以上 ～	ロ(3)(二)ヘ(1)	831,000	25,000 以上 ～	ロ(3)(二)ヘ(1)	831,000							
複合建築物		-	ロ(4)(一)及びロ(4)(二)	上記ロ(2) + 上記ロ(3)	ロ(2)(四)イ(1)及びロ(2)(四)ロ(1)	上記ロ(2)(二)とロ(2)(三)の合計額	-	ロ(4)(一)及びロ(4)(二)	上記ロ(2) + 上記ロ(3)			
備考	<p>○法第29条第1項または、第31条第1項の規定に基づき、複数の建築物を合わせて一の申請で申請をする場合は、一の建築物ごとに上記金額を適用し、合算した金額になります。</p> <p>○法第30条第2項(法第31条第2項において準用する場合を含む。)の規定による申出をする場合は、上記の金額に山梨県建築基準法施行条例別表第二第一号及び別表第二第二号の金額を加算することになります。</p> <p>○「性能基準等」とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(以下「基準省令」という。)第10条第二号によるものをいう。</p> <p>○「モデル建物法」とは、基準省令第10条第一号イ(2)及びロ(2)によるものをいう。</p> <p>○「モデル建物法以外」とは、基準省令第10条第一号イ(1)若しくは同号ロ(1)又は同号ただし書によるものをいう。</p> <p>○「適合証等」とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>①登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は登録住宅性能評価機関が作成した技術的審査適合証</p> <p>②設計住宅性能評価書(断熱等性能等級4及び一次エネルギー消費量等級5に適合しているものに限る。)の写し</p>											
	<p>○「仕様基準」とは、基準省令第1条第1項第二号イ(2)及びロ(2)によるものをいう。</p> <p>○「性能基準等」とは、基準省令第1条第1項第二号イ(1)若しくは同号ロ(1)又は同号ただし書によるものをいう。</p> <p>○「モデル建物法」とは、基準省令第1条第1項第一号ロによるものをいう。</p> <p>○「モデル建物法以外」とは、基準省令第1条第1項第一号イ又は同号ただし書によるものをいう。</p> <p>○「適合証等」とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>①登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は登録住宅性能評価機関が作成した技術的審査適合証</p> <p>②建築物エネルギー消費性能適合判定通知書の写し及び建築基準法の規定に基づく検査済証の写し</p> <p>③建築物エネルギー消費性能向上計画認定通知書の写し及び建築基準法の規定に基づく検査済証の写し</p> <p>④低炭素建築物新築等計画認定通知書の写し及び建築基準法の規定に基づく検査済証の写し</p> <p>⑤建設住宅性能評価書(断熱等性能等級4及び一次エネルギー消費量等級4又は等級5(平成28年4月1日に現に存する建築物の住宅部分については、等級3、等級4又は等級5)に適合しているものに限る。)の写し</p>											